

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和6年2月22日

○出席委員（5名）

副委員長 山本 哲也

委員 山本 欽久

委員 南川 則之

委員 瀬崎 伸一

委員 尾崎 幹

○欠席委員（1名）

委員長 坂倉 広子

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太

議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山 智博

(午前10時02分 再開)

○山本哲也副委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

本日は坂倉委員長が欠席しておられますので、副委員長の私が委員長の職務を代行します。

早速ですが、令和6年2月28日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしくお願いします。

それでは、令和6年2月28日会議に提出いたします議案について説明のほうをさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをご覧ください。

まず、今回提出いたします議案のうち、議案第40号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算で、上程日当日に議決のほうをいただきたい予算議案のほうが1件ございます。

次に、議案第41号から議案第47号までが令和6年度一般会計及び特別会計、また、企業会計予算の議案で7件ございます。議案第48号から議案第58号までが条例改正等の議案11件ございます。議案第59号から議案第61号までがその他の議案として3件の合計22件の提出をいたします。

次のページをご覧ください。

また、追加議案といたしまして、3月8日に議案第62号から議案第67号までが令和5年度の一般会計及び特別会計補正予算の議案6件。議案第68号から議案第71号までが条例改正議案4件。議案第72号から議案第74号までが海難事故に伴う和解及び損害賠償関係の議案が3件あり、これを上程する予定をしております。

また、3月25日、表決の日になるんですが、固定資産評価審査委員会委員の選任議案1件と、人権擁護委員の諮問3件のほうを予定をしております。

それでは、まず議案第40号になります。令和5年度鳥羽市一般会計補正予算でございます。

なお、この議案につきましては債務負担行為のみの議案でありますことから、概要説明の資料のほうはございません。

補正予算書のほうの説明となりますので、補正予算書のほうをご覧くださいと思います。

ここの2ページのほうを見ていただきますと、第1表で債務負担行為補正で、立地適正化計画策定業務ということで、期間を令和5年度から令和7年度、限度額を2,140万6,000円とするものでございます。

次に、議案第41号から議案第47号、令和6年度当初予算の概要について説明のほうをさせていただきます。

当初予算説明資料の1ページのほうをお願いします。こちらの1ページのほうをお願いします。

まず、当初予算の規模ですが、令和6年度予算の規模は一般会計、特別会計及び企業会計で、総額219億2,471万8,000円となり、前年度と比べまして5億2,151万8,000円(2.4%)の増となっております。

一般会計では、前年度より1億4,000万円(1.1%)増の126億円となっております。また、特別

会計では、前年度より1億6,500万円(2.3%)増の総額72億5,200万円となり、企業会計では前年度より2億1,651万8,000円(11.7%)増の総額20億7,271万8,000円となっております。

1枚めくっていただいて、2ページをお願いします。

予算編成に当たってというところで、5つの政策の柱について主なものを説明をさせていただきます。

まず、第1、「出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち」では、母子保健事業、外国語教育推進事業、教育振興事業、海洋教育推進事業などがございます。

次、2つ目の、「人が集い活力あふれるまち」では、鳥羽駅周辺エリア再生事業、多様な旅行者の受け入れ推進事業、都市計画一般管理経費、博物館運営事業などがございます。

3つ目の、「人と自然が調和した環境にやさしいまち」では、環境保全対策事業、地域脱炭素化促進事業でございます。

4つ目、「誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」では、防災資機材等整備事業、へき地診療所運営事業、消防庁舎整備事業などがございます。

5つ目、「行政改革大綱(効率的・効果的なまちづくりを進めるために)」では、鳥羽市制70周年記念事業、あと、ふるさと納税推進事業が主なものとなっております。

次に、3ページの上段をお願いします。

地域共生社会パッケージといたしまして、事業費7,525万5,000円を計上しております。

2040年に向けた「新たな工夫でより稼げるまち」、「もっとつながる支えあうまち」、「社会資源を必要なところに投入できるまち」、この3つの柱をもとに、地域共生社会を実現するための事業となっております。

下の段の海のシリコンバレー構想といたしましては、927万3,000円を計上しております。

海洋・水産に関する様々な研究・教育機関が集積している本市の周辺地域におきまして、教育活動、研究活動、地域連携活動などを中心として取り組む事業として、5事業を予定をしております。

続きまして、主務課別主要事業のうち新規事業のみについて、事業名、予算額のみについて、説明のほうをさせていただきます。

まず、31ページのほうをお開きください。

31ページに企画財政課の所管で、鳥羽駅周辺エリア再生事業といたしまして3,067万3,000円を計上をしております。

次のページでございます。32ページをご覧ください。

同じく企画財政課で、鳥羽市制70周年記念事業といたしまして204万8,000円を計上しております。

次に、とんでもらひまして77ページのほうをご覧ください。

健康福祉課で、保健・介護予防一体的実施事業として13万4,000円を計上をしております。

次に、136ページまでとんでください。

新規事業で、建設課の所管で、都市計画区域整備事業といたしまして1,600万9,000円を計上をしております。

次に、149ページをお願いします。

149ページ、消防本部で、消防庁舎整備事業といたしまして1億1,107万3,000円を計上しております。

この5本が令和6年度の新規事業として行う事業でございます。

なお、参考までに申し上げますと、昨年度の新規事業の本数としては9事業ございました。また、本年度拡充といたしました事業は43事業ございます。

以上が当初予算の概要となっております。

続きまして、もう一度資料、一覧表のほうにお戻りください。一覧表の続きで1枚めくっていただきますと、議案の内容等が資料となっております。予算のところは先ほどの説明のとおりでございます。

それでは、議案第48号になります。漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということで、農林水産課の所管でございます。漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、法律名のほうが変更されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律というふうに改めるものでございます。

次に、議案第49号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。総務課の所管でございます。行政手続きにおけます特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、引用条項及び文言の整理の内容となっております。

1枚めくっていただきまして、次に議案第50号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。健康福祉課の所管で、保育所における保健の業務増加による負担の増大にかんがみまして、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、保育所医及び保育所歯科医の報酬額を改正するものでございます。改正前といたしましては、1保育所につき12万2,000円で、幼児1人につき260円を乗じて得た額としておりましたが、改正後におきましては、幼児のカウントのところ幼児数の40人を超える保育所、また40人以下というふうに区分をしております。内容は記載のとおりでございます。

次に下の段、議案第51号でございます。鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。総務課の所管で、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員に対して勤勉手当のほうを支給するための所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、勤勉手当の規定を追加をしております。また、期末手当の経過措置のほうを削除をしております。次に、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部の改正を行っております。内容につきましては表のとおりでございます。今までは期末手当一本でございましたが、4月からは改正後におきまして勤勉手当のほうを追加されます。

なお、期末手当につきましては、0.05が下げる形にはなるんですが、勤勉手当が追加されることで全体のバランスを取ったものでございます。

次のページ、議案第52号でございます。鳥羽市手数料徴収条例の一部改正についてということで、消防本部の所管でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、消防法第11条第1項の前段の規定のうちで、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」に係る設置の許可申請等の手数料の改正となっております。

次に、議案第53号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。健康福祉課の所管で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、引用条項のずれの改正と、基準となる内閣府令の改正等に伴う条文の整理を行う内容となっております。

次に、議案第54号、鳥羽市介護保険条例の一部改正についてでございます。これも健康福祉課の所管で、第9期介護保険事業計画の策定に伴いまして、介護保険料の改定をするもので、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、介護保険料の基準額の改正となりまして、改正前が6,770円であったものが、改正後は6,980円になる改正となっております。

次に、一番下です。

議案第55号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてということで、消防本部の所管でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うものでございます。

内容については、表の中のご覧のとおりでございます。括弧内は改定前の補償基礎額となっております。また、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額につきましては、現行が8,900円であったものが、改正後におきましては9,100円に引き上げられるものでございます。

次に、議案第56号、鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてということで、水道課の所管でございます。この部分につきましては、下水道事業によります地方公営企業法の規定の全部を適用するための所要の改正を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、条例名称の改正。次に、下水道事業に関する規定のほうを追加。また、附則におきまして、これまでの関係条例の改廃等を規定をしたもの内容となっております。

次のページをお願いします。

議案第57号でございます。鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、これも水道課の所管でございます。企業職員である会計年度任用職員について、給与等の支給に関する規定を明記したく、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、企業職員の給与の種類及び基準について適用する条例に、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を追加する内容となっております。

次に、議案第58号、鳥羽市給水条例及び鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてでございます。これも水道課でございまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、水道整備・管理行政のうち、「水質又は衛生に関する事務」に関する権限を厚生労働大臣から環境大臣に、それ以外の事務に関する権限を国土交通大臣に移管されることから、各条例の文言整理のほうを行った改正となっております。

次に、議案第59号、鳥羽市辺地の総合整備計画の策定についてでございます。企画財政課の所管で、本市の各離島及び石鏡町辺地の公共的施設の総合整備を進めるため、辺地の総合整備計画を策定したく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、一番下です。

議案第60号、定住自立圏形成協定の変更についてということで、これも企画財政課の所管でございます。伊勢志摩圏域における自転車の活用推進及びインクルーシブスポーツ環境の充実を図るため、伊勢市との間において締結をいたしました定住自立圏の形成に関する協定の一部の内容について変更したく、鳥羽市議会基本条例第9条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次めくっていただきまして、最後でございます。

議案第61号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてということで、税務課の所管でございます。地方自治法第286条第1項の規定によりまして、三重地方税管理回収機構規約の一部変更につきまして、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、三重地方税管理回収機構が共同で処理をする事務につきまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定により、個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている内容について、森林環境税を追加するものでございます。

以上が、提出議案の説明となります。

○山本哲也副委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについて、事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、私のほうから3月会議日程についてご説明いたします。

3月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたとおり、補正予算議案1件、当初予算議案7件、条例議案11件、その他議案3件の合計22件でございます。

一般質問につきましては、7名の議員から通告がございました。

議案の取り扱い並びに会議日程についてであります。会議日程（案）をご覧ください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、2月28日に会議を開きます。議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行います。次に、議案第40号の1件について、即日表決を行いたいことから、提案者の趣旨説明の後、議案に対する質疑を行い、予算決算常任委員会に付託いたします。委員会終了後、議場に

て予算決算常任委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論の後、表決を行います。その後、議案第41号から議案第61号の21件を一括議題とし、提案者の趣旨説明をいただきます。

一般質問は7人でありますので、3月5日、6日の2日間で、1日目4人、2日目3人にて行いたいと思います。

続きまして、3月8日でございますが、追加議案等がありますので、説明は後ほどさせていただきますが、議案に対する質疑を行い、各常任委員会へ付託いたします。

常任委員会の日程につきましては、3月11日に行政常任委員会、3月12日から18日の5日間におきましては予算決算常任委員会を開催し、ご審議をいただきたいと思っております。

3月25日の会議におきましては、会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論の後、表決を行います。また、その後、追加議案がありますので説明させていただきます。

2月28日に即日表決を行う予定の議案第40号の質疑の締め切りにつきましては、2月26日の月曜日の正午とさせていただきます、他の議案に関する質疑の締め切りにつきましては、3月6日の正午とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○山本哲也副委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについて、ご質問、ご意見はございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○山本哲也副委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。
(起立全員)

○山本哲也副委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をいたさせます。

○岩井事務局長 追加議案につきまして、ご説明させていただきます。

先ほど総務課長からお話ありましたが、提出議案一覧表をご覧ください。

3月8日に、議案第62号から74号の13件、補正予算議案6件、条例議案4件、その他議案3件を追加上程させていただき、各常任委員会に付託したいと考えております。

また、3月25日表決後、人事案件としまして、議案第75号、固定資産評価審査委員会委員の選任について及び諮問第1号から第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを追加上程し、提案者の趣旨説明をいただいた後、議案に対する質疑・表決を行います。

なお、この人事案件につきましては、3月8日の会議終了後に全員協議会を開催し、ご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

また、会議日程の一番最後、3月29日金曜日におきましても、一応今のところ会議を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

なお、この内容につきましては、一応3月25日に再度議会運営委員会を開かせていただいて、内容等についてご説明させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○山本哲也副委員長 ありがとうございます。事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山本哲也副委員長 ありがとうございます。ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○山本哲也副委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

委員の皆さんから何かございましたらご発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

○山本哲也副委員長 ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

(午前10時28分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年2月22日

議会運営副委員長 山 本 哲 也